記念事業並びに表彰規定

第一章 総 則

第1条 目 的

- (1) 本連盟の歴史を記念するために連盟創立の年から起算して10周年ごとに、記念事業を行う。
- (2) 本連盟規約第二章第4条に定める目的達成のために貢献した個人または団体の功績を称えこれ を表彰する。
- (3) 競技者として優秀な成績を収めた者を表彰する。

第2条 表彰の範囲

- (1) 功労者表彰
- (2) 有功者表彰
- (3) 優秀選手並びにチーム表彰
- (4) 優秀指導者表彰
- (5) 新記録表彰

第二章 記念事業

第3条 記念事業

- (1) 創立記念式典
- (2) 功労者表彰
- (3) その他記念事業委員会が定める事業

第4条 記念事業委員会

- (1) 記念事業委員会の設置期間は記念事業の準備が開始された時からこれがすべて完了した時までとする。
- (2) 記念事業委員会の構成は次の通りとし、委員長は会長がこれにあたる。会長・副会長・理事長・常任理事、その他会長が特に委嘱した者。

第三章 功労者表彰

第5条 創立記念式典における功労者表彰の対象は本規則第1条第2項に該当する個人で、その功績が他の 範となるに相応しい者で、過去にこの表彰を受けた者は除き、その審査は記念事業委員会が行い、 理事会の承認を経て決定するものとする。

第四章 有功者表彰

- 第6条 永年に渡り地域における水泳及び水泳競技の普及発展に貢献した個人に対し、その功績を称えるため、有功者として表彰する。
 - 2. 加盟団体は毎年9月末日までに、管轄地域における有功者表彰の対象者1名を、その功績を説明する資料を添えて本連盟に推薦するものとする。但し推薦を受けられる者は満40歳以上であり(公財)日本水泳連盟の登録者とする。

第五章 優秀選手表彰

- 第7条 毎年過去1ケ年間(前期総会から翌年度前期総会の期間)に優秀な成績を収めた選手若干名またはチームを表彰する。優秀選手の選考基準は別に定め競技力向上委員会より推薦するものとする
 - 前項のほか毎年過去1ケ年間に日本学童新記録を樹立した学童選手を表彰する。
- 第8条 本連盟主催の水泳競技会毎に優秀な成績を収めた個人またはチームを表彰する。表彰基準は競技会 毎に別に定める。

第六章 優秀指導者表彰

第9条 毎年過去1ケ年間(前期総会から翌年度前期総会の期間)に優秀な選手を育成した指導者を表彰する。 優秀指導者の選考基準は別に定め競技力向上委員会より推薦するものとする。

第七章 新記録表彰

第10条 兵庫県新記録(学童・中学・高校・一般)を樹立した者に対しては、その都度兵庫県新記録証を贈り、 その栄誉を讃えるものとする。

第八章 雑 則

- 第11条 第6条、第7条及び第9条の被表彰者の審査は全て常任理事会において行い、理事会の承認を経て 決定するものとする。
- 第12条 記念事業並びに表彰に関する事項で本規定に定めの無いものについては、常任理事会においてこれ を定める。
- 第 13 条 本規定は 2015 年 4 月 1 日より施行するものとする。 第 6 条・第 7 条及び第 9 条の表彰は 12 月総会 日に行うものとする。